

神戸市工事請負制限付一般競争入札実施要領

平成 19 年 4 月 1 日 行財政局長決定
最終改正 令和 5. 3. 29

(趣旨)

第 1 条 この要領は、本市が締結する工事請負契約について制限付一般競争入札を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「制限付一般競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定により資格を定めて行う一般競争入札をいう。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約について行う一般競争入札を除く。

- 2 この要領において「電子入札」とは、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の機能を使用して実施する入札手続をいう。
- 3 この要領において「紙入札」とは、電子入札以外の入札手続をいう。
- 4 この要領において「地元業者」とは、本店を市内に有する者をいい、「準地元業者」とは、法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者をいう。
- 5 この要領において「書」「書類」「調書」「届」「図書」とは、それらに記載すべき又は記載されている事項の電磁的記録を含む。

(対象工事)

第 3 条 制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が特例政令第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める額未満のものとする。

- 2 前項の規定により制限付一般競争入札の対象となる工事であっても、競争性を確保するために必要と判断する場合等については、指名競争入札によることができる。
- 3 第 1 項の規定により制限付一般競争入札の対象とならない工事であっても、競争性を確保するために必要と判断する場合等については、制限付一般競争入札によることができる。

(入札参加資格の設定)

第 4 条 地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に規定する入札参加資格は、個別案件ごとに次の各号に掲げる事項のうちから設定するものとする。

- (1) 入札に参加する者の形態
 - (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条による建設業の許可の種類及び区分
 - (3) 神戸市工事請負入札参加資格者格付要領（平成 20 年 3 月 17 日行財政局長決定）による等級又は総合点数
 - (4) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項による経営事項審査の結果の点数
 - (5) 工事の施工実績
 - (6) 入札に参加する者の事業所の所在地
 - (7) その他必要な事項
- 2 前項第 6 号に規定する入札に参加する者の事業所の所在地の設定にあたっては、地元中小業者の育成の観点から、工事内容の許す限り地元業者を優先するものとし、地元業者で競争性が確保できないとき等は準地元業者を加えた入札参加資格を設定し、地元業者及び準地元業者で競争性が確保できないとき等は、当該入札参加資格は設定しないものとする。

(公告)

第 5 条 神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定による公告は、別添 1 の標準入札公告兼入札説明書例（紙入札の場合は別添 1 の 2）にならって作成するものとする。

- 2 公社等の入札事務受託要綱（昭和 55 年 11 月 22 日市長決定）により本市が公社等から入札事務を受託した案件においては、前項の公告は行わない。

(入札手続)

第 6 条 制限付一般競争入札の手続は、原則として電子入札により行うものとする。

- 2 制限付一般競争入札の具体的な手続は、関係法令その他の別に定めるもののほか、入札説明書

及び入札説明書共通事項の規定に従って行う。また、電子入札システムの利用に際しては、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約（平成18年3月28日施行）」及び「兵庫県電子入札共同運営システム神戸市運用基準」（平成18年4月1日施行）を適用する。

- 3 入札説明書は、個別案件ごとに定めるべき事項を示すものとし、別添1の標準入札公告兼入札説明書例（紙入札の場合は別添1の2）にならって作成する。
- 4 入札説明書共通事項は、すべての案件に共通する事項を示すものとし、様式第2号（紙入札の場合は様式第2号の2）のとおりとする。
- 5 入札説明書共通事項と相違する手続により入札を行う場合は、当該入札に係る入札説明書においてその事項を示すものとする。
- 6 入札説明書及び入札説明書共通事項並びに第5条第1項の公告は、原則として神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）において掲示及び同課ホームページ（兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）（以下「神戸市電子入札サイト」という。）を含む。以下同じ。）に掲載する。
- 7 入札手続において必要な書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）の様式は、次のとおりとする。

| | |
|--|---------|
| (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書 | 様式第3号 |
| (2) 資本関係・人的関係調書 | 様式第4号 |
| (3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、 労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用) | 様式第4号の2 |
| (4) 施工実績調書 | 様式第5号 |
| (5) 配置予定技術者届 | 様式第6号 |
| (6) 質疑回答書 | 様式第7号 |
| (7) 入札参加資格審査結果通知書 | 様式第8号 |

（V E提案付入札による場合）

- 第7条** V E提案付入札（原設計に対して、入札参加業者から、民間の技術力やノウハウを有効に生かし原設計の諸性能を低下させずにコストの低減が図れる提案（以下「V E提案」という。）を受け付けて提案の内容を審査し、採用を承認した提案を盛り込んだ価格で行う入札をいう。）を行うときは、設計図書に当該V E提案に関する説明書を添付する。
- 2 V E提案の審査については、別に定める神戸市V E提案審査委員会に審査を諮問し、その上申を受けて採否を決定するものとする。

施行：平成19.4.1 改正施行：平成20.4.1、平成21.1.1、平成22.1.1、平成22.5.1、平成24.4.1 平成24.10.1、平成26.4.1、平成26.5.22、平成26.10.1、平成27.4.1、平成28.6.1、平成29.9.1、平成30.4.1、平成31.4.1、令和元.8.5ただし、契約締結日が令和元年9月30日以前の案件の入札書記載金額については、なお従前の例による。、令和元.9.24、令和2.4.1、令和2.10.1、令和3.4.1、令和4.4.1、令和4.10.1、令和4.12.1、令和5.4.1

別添 1 標準入札公告兼入札説明書例

入札公告兼入札説明書

神戸市公告

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和〇年〇月〇日

神戸市長 ○ ○ ○ ○

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる工事の制限付一般競争入札等については、関係法令及び入札説明書共通事項（神戸市工事請負制限付一般競争入札実施要領（平成 19 年 4 月 1 日行財政局長決定）様式第 2 号）に定めるもののほか、この入札公告兼入札説明書（以下「入札説明書」という。）によるものとします。

（注） *印部分は、必ず入札説明書共通事項（様式第 2 号）と併せてお読みください。入札説明書共通事項（様式第 2 号）と入札説明書とに相違がある場合は、入札説明書が優先します。

1 入札に付する事項

| | |
|------|--------------|
| 工事名 | 〇〇〇〇工事 |
| 工事場所 | 神戸市〇〇区〇〇町〇丁目 |
| 完成期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| 工事概要 | |
| 前払金 | |

2 入札に参加する者に必要な資格 * a

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

| | |
|------------------|--|
| 形態 * b | |
| 建設業の許可 | 〇〇工事業に係る特定建設業の許可 |
| 経営事項審査の結果の点数 * c | 〇〇工事の総合評定値が〇点以上 ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。 |
| 等級 * d | 〇〇 ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| ... | |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 1 号館 2 階

神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

（以下「契約監理課」という。）

4 入札参加資格の審査の申請方法 * e

| | |
|------|--|
| 受付期間 | 令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇） * f 神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前 9 時～午後 8 時） 紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後 5 時までに、本市（本 |
|------|--|

| | |
|------|--|
| | <p>庁舎) に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課 (文書担当) に到着していること。</p> <p>持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午, 午後1時～午後5時。</p> <p>電子メール (nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp) による場合は、提出後電話にて到達確認を行うこと。</p> |
| 提出書類 | <p>(1) 資本関係・人的関係調書 (様式第4号) * g</p> <p>(2) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書 (元請用) (様式第4号の2) * g</p> <p>(3) 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書 (JV様式第1号) * h</p> <p>(4) 施工実績調書 (様式第5号)</p> <p>(5) 施工実績調書の内容が確認できる書類 * j</p> <p>(6) 配置予定技術者届 (様式第6号) * k</p> <p>(7) 配置予定技術者届の内容が確認できる書類 * l</p> <p>(8) 電子契約システム利用申請書 (電子契約を希望する場合のみ)</p> |

5 入札参加資格の審査の結果の通知 * m

令和〇年〇月〇日 (〇)

6 設計図書等の貸与

| | |
|-----|--|
| 対象者 | |
| 日時 | |
| 形式 | |
| 方法 | |
| その他 | 契約に至らなかった入札参加者は、貸与した設計図書を速やかに破棄又は削除すること。 |

7 入札予定日時及び方法 * n

| | |
|----|--|
| 日時 | <p>第1日目 令和〇年〇月〇日 (〇) 午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和〇年〇月〇日 (〇) 午前9時～午後3時</p> |
| 方法 | 電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。 |

8 開札予定日時及び方法 * o

| | |
|----|--|
| 日時 | 令和〇年〇月〇日 (〇) 午前10時30分 |
| 方法 | <p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」</p> <p>イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」</p> <p>ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p> <p>エ 再入札の場合 「再入札通知書」</p> |

9 入札保証金 * s

神戸市契約規則 (昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。) 第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効 * s

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なるとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 その他

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| 入札時 V E 提案の有無 * p | 有・無 | |
| 仮契約の有無 * q | 有・無 | |
| 予定価格 (消費税相当額を除く) | 円 | |
| 低入札価格調査制度適用の有無 | 有・無 当該工事は・・・ | |
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 有・無 | |
| 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置について * r | 可・不可 | |
| 照会先 | 神戸市行財政局契約監理課 (電話番号 078-322-5147) | |
| その他 * s | | |

別添 1 の 2 標準入札公告兼入札説明書例(紙入札用)

入札公告兼入札説明書(紙入札用)

神戸市公告

制限付一般競争入札(紙入札施行)により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和〇年〇月〇日

神戸市長 ○ ○ ○ ○

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる工事の制限付一般競争入札等については、関係法令及び入札説明書共通事項(神戸市工事請負制限付一般競争入札実施要領(平成19年4月1日行財政局長決定)様式第2号の2(紙入札用))に定めるもののほか、この入札公告兼入札説明書(以下「入札説明書」という。)によるものとします。

(注) *印部分は、必ず入札説明書共通事項(様式第2号の2(紙入札用))と併せてお読みください。入札説明書共通事項(様式第2号の2(紙入札用))と入札説明書とに相違がある場合は、入札説明書が優先します。

1 入札に付する事項

| | |
|------|--------------|
| 工事名 | ○○○○工事 |
| 工事場所 | 神戸市○○区○○町○丁目 |
| 完成期限 | 令和〇年〇月〇日 |
| 工事概要 | |
| 前払金 | |

2 入札に参加する者に必要な資格 * a

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

| | |
|------------------|--|
| 形態 * b | |
| 建設業の許可 | ○○工事業に係る特定建設業の許可 |
| 経営事項審査の結果の点数 * c | ○○工事の総合評定値が○点以上 ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。 |
| 等級 * d | ○○ ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。 |
| ... | |

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階

神戸市行財政局契約監理課(電話番号 078-322-5147)

(以下「契約監理課」という。)

4 入札参加資格の審査の申請方法 * e

| | |
|------|---|
| 受付期間 | 令和〇年〇月〇日(○)～〇月〇日(○) * f ただし、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時 |
| 提出書類 | (1) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式第3号) (2) 資本関係・人的関係調書(様式第4号) * g |

| | |
|------|--|
| | (3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用) (様式第4号の2) * g (4) 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書 (JV様式第1号) * h (5) 施工実績調書 (様式第5号) (6) 施工実績調書の内容が確認できる書類 * j (7) 配置予定技術者届 (様式第6号) * k (8) 配置予定技術者届の内容が確認できる書類 * l (9) 入札参加資格審査結果通知返信用封筒 (長3号(120mm×235mm)の封筒に、返信先を記載し、94円切手をはり付けたもの) (10) 電子契約システム利用申請書 (電子契約を希望する場合のみ) |
| 提出場所 | 契約監理課 |

5 入札参加資格の審査の結果の通知 * m

令和○年○月○日 (○)

6 設計図書等の貸与

| | |
|-----|--|
| 対象者 | |
| 日時 | |
| 形式 | |
| 方法 | |
| その他 | 契約に至らなかった入札参加者は、貸与した設計図書を速やかに破棄又は削除すること。 |

7 入札予定日時及び場所等 * n

| | |
|----|----------------------------|
| 日時 | 令和○年○月○日 (○) 午前9時から午前10時まで |
| 場所 | 契約監理課 |
| 方法 | 持参による。 |

8 開札予定日時及び場所 * o

| | |
|----|--------------------------------|
| 日時 | 入札の日と同じ日 午前10時30分から |
| 場所 | 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 |

9 入札保証金 * s

神戸市契約規則 (昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。) 第7条第2号の規定により免除します。

10 入札の無効 * s

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なるとき。
- (11) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 その他

| | | |
|--|----------------------------------|--|
| 入札時VE提案の有無 * p | 有・無 | |
| 仮契約の有無 * q | 有・無 | |
| 予定価格 (消費税相当額を除く) | 円 | |
| 低入札価格調査制度適用の有無 | 有・無 当該工事は・・・ | |
| 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 | 有・無 | |
| 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置について * r | 可・不可 | |
| 照会先 | 神戸市行財政局契約監理課 (電話番号 078-322-5147) | |
| その他 * s | | |

(制限付一般競争入札) 入札説明書 共通事項

* a

文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。

* b

● 形態が単独企業である場合にさらに必要な資格

| | |
|------------|--|
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| その他 | <p>(1) 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をいう。）を専任で置いた場合を除く）。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員でないこと。</p> |

● 形態が経常建設共同企業体である場合にさらに必要な資格

| | |
|--------------------------|---|
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| 構成員の出資比率 | 構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上、4社のときは100分の15以上 |
| 共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件 | <p>(1) 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く）。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> |

| | |
|--|---|
| | (4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。 |
|--|---|

● **形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格**

| | |
|--------------------------|--|
| 結成方式 | (1) 構成員の自主結成であること。 (2) 共同請負について（昭和 28 年 3 月 10 日建設省発建第 9 号）に規定する甲型であること。 |
| 構成員の出資比率 | 構成員が 2 社のときは 100 分の 30 以上、3 社のときは 100 分の 20 以上、4 社のときは 100 分の 15 以上 |
| 共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件 | |
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| その他 | (1) 請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く）。 (2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。 (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 15 4 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。 (4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。 |
| 共同企業体の代表者に関する条件 | 出資比率が、構成員中最大であること。 |

* c **経営事項審査の結果の点数を要件としている場合**

| | |
|--------------|---|
| 経営事項審査の結果の点数 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。 |
|--------------|---|

* d **等級又は総合点数を要件としている場合**

| | |
|----------|---|
| 等級又は総合点数 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級又は総合点数をいう。 |
|----------|---|

* e **入札参加資格の審査の申請方法**

| | |
|------|---|
| 提出方法 | 兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）にログインし、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「競争参加資格確認申請書」の提出の手続を実行すること。 |
| 提出書類 | その他の提出書類の様式は神戸市電子入札サイト（ https://www.nyusatsu.e-hyogo ） |

| | |
|-----|---|
| | <p>jp/kobe/) からダウンロードすること。</p> <p>電磁的記録により提出することが指定されている書類については、「競争参加資格確認申請書」の提出の手続において、添付資料として送信すること。</p> <p>紙書類として提出することが指定されている書類については、神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）あて郵送又は持参すること。</p> |
| その他 | <p>(1) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された書類は、返却しない。</p> <p>(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 電子入札システムにおいて「競争参加資格確認申請書」を送信した後は、「競争参加資格確認申請書受信確認通知」を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>(5) 提出書類を受理した後、電子入札システムにより「競争参加資格確認申請書受付票」を発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>(6) 誤って他の書類の提出もしくは提出書類の不足があり、又は記載内容に変更もしくは誤りがある場合、受付期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認める。提出する書類については工事名を記載すること。電磁的記録により提出を求めているものについては電子メール (nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp) で提出し、電話にて到達確認を行うこと。なお、追加の提出または差し替え方法について個別に記載のある場合はそれに従うこと。</p> |

*** f、g、h、i、j、k、l**

| | |
|------|--|
| 受付期間 | <p>* f 神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書担当）に到着していること。なお、郵送にあつては、必ず郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。</p> <p>持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p> <p>電子メール (nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp) による場合は、提出後電話にて到達確認を行うこと。</p> |
| 提出書類 | <p>* g 資本関係・人的関係調書又は神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)を求めている場合</p> <p>入札参加資格の審査の申請をする者の形態（単独企業・共同企業体）を問わず提出すること。入札参加資格の審査の申請をする者が単独企業である場合は当該会社、共同企業体である場合は当該共同企業体の各構成員（代表者を含む）について、電磁的記録により提出すること。</p> <p>入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の書類を、電子メール (nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp) により提出すること。なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった</p> |

場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ（入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届け出）を行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

*** h 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書を求めている場合**

書類の様式は、神戸市共同企業体取扱要綱（平成6年11月11日市長決定）の様式（以下「JV様式」という。）による。

提出部数は、構成員の数に1を加えて得た数とすること。なお、当該協定書のうち構成員の数に相当する部数については、提出時に確認の上、返却する。

紙書類により提出すること。

*** j 施工実績調書の内容が確認できる書類を求めている場合**

原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。

CORINS工事カルテだけでは上記施工実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。

CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しによること。

電磁的記録により提出すること。

*** k 配置予定技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。ただし、下記の点に留意すること。

監理技術者補佐の配置を予定している場合は、当該監理技術者補佐についても配置予定技術者届を提出すること。

入札の日が同じである配置予定技術者届を求めている複数の工事（事後審査型制限付一般競争入札によるものを除く）に入札する場合は、当該複数の工事すべてにおいて、配置予定技術者の中から、建設業法第26条に基づく技術者の配置が可能であること。

開札の結果、落札した工事に、記載した技術者を配置することができなくなったときは、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

入札参加資格の審査の申請をする者が共同企業体である場合は、すべての構成員が監理技術者又は主任技術者を配置しなければならないので、その構成員全員の分を提出すること。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間に配置する技術者（補助技術者を含む）については、配置予定技術者届の提出を要しない。

以上は電磁的記録により提出すること。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、他の工事を受注したこと等により、記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに他の者を配置予定技術者として、電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）により

| | |
|--|---|
| | <p>提出すること。他の者を配置予定技術者とするできない場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げを行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>なお、入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。（余裕期間内は本件工事現場への当該配置予定技術者の配置を要しない。）</p> <p>* l 配置予定技術者届の内容が確認できる書類を求めている場合</p> <p>原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。 CORINS工事カルテがない場合は、施工体系図等の写しによること。 いずれの場合も、施工実績調書の内容が確認できる書類と重複する場合は、省略できる。 配置予定技術者届を変更するときは、この書類も変更後のものを一緒に提出すること。 電磁的記録により提出すること。</p> |
|--|---|

*** m 入札参加資格の審査及び通知**

- (1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は個別案件ごとに指定する日に、「競争参加資格確認通知書」を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存してください。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1) の通知書にその理由を付します。
- (3) (2) の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して5日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。
- (4) (3) により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で契約監理課に提出してください。（様式自由。紙書類により提出すること。）
- (5) (3) による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答します。

*** n 入札の日時及び方法**

| | |
|-------|--|
| 日 時 | 個別案件ごとに指定する日時 |
| 提出の方法 | 電子入札システムにより当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。 |
| 辞退の方法 | 電子入札システムにより「競争参加資格確認通知書」を受けた後、入札書受付締切日時前で、かつ入札書を送信するまでに入札を辞退する場合は、電子入札システムにより「辞退届」を送信すること。なお、入札書受付締切日時までに「入札書」及び「辞退届」の送信もない場合は、入札書受付締切日時を経過した時をもって、「辞退届」の送信があったとみなす。 |

| | |
|--------|---|
| | また、「入札書」を送信した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 |
| 入札について | <p>(1)入札書記載金額について</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2)内訳書について</p> <p>入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に内訳書を添付すること。内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。内訳書について、誤って他の書類の提出もしくは提出書類の不足があり、又は記載内容に変更もしくは誤りがある場合、入札書受付期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認めるので、電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）で提出し、電話にて到達確認を行うこと。</p> <p>① 提出される積算内訳書は、入札金額の内訳が分かるものとする。</p> <p>② 積算内訳書は可能な限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事にあつては実施設計書の「実施設計工事費内訳表」に掲げる分類 ・建築・設備工事にあつては数量書(参考)に掲げる「中」項目の段階を目安としてまとめること（明細は不要）。 <p>(3)入札金額の積算について</p> <p>入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。</p> |

*** ○ 開札の日時及び方法**

| | |
|---------|--|
| 日 時 | 個別案件ごとに指定する日 午前10時30分 |
| 開札結果の確認 | <p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札者がある場合 「落札者決定通知書」</p> <p>イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合 「保留通知書」</p> <p>ウ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p> <p>エ 再入札の場合 「再入札通知書」</p> |
| 再入札 | <p>予定価格事後公表の適用工事において、落札者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を超過した価格をもって入札した者のみを対象として再入札を行う。</p> <p>再入札は、開札日の正午～午後3時までの間に電子入札により行う。</p> <p>また、再入札によっても落札者となるべき者がいない場合には不調打ち切りとする。</p> |
| その他 | 開札は開札予定日時から行うが、他の案件と併せて順次行うため、開札予定日時 |

| | |
|--|--|
| | 直後には開札が実施されない場合がある。入札者は、上に掲げる通知書が発行された旨の電子メールを受信した後に、電子入札システムにより、当該通知書を確認すること。 |
|--|--|

*** p**

入札時V E提案が「有」の場合、日程・手続等の詳細は、設計図書に添付するV E提案付入札実施要綱によります。

*** q**

● 仮契約が「有」の場合

市会の議決に付すべき契約に該当するので、仮契約を締結し、市会の議決があった後に本契約を締結します。契約保証金は本契約の締結時に納めてください。

なお、仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、当該仮契約の相手方が入札参加資格を失ったとき又は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けたときは、仮契約を解除することがあります。

● 仮契約が「無」の場合

仮契約は締結せず、契約の相手方が決定後、速やかに本契約を締結します。

*** r**

● 建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置について「可」の場合

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たす必要があります。

- （１）建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （３）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （４）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （５）特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。
- （６）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （７）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、配置予定技術者届（様式第6号）中の「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」全てに記入が必要です。

*** s**

r-1 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

- (2) 契約に関する事務を担当する部局

ア 発注者が神戸市長の場合

(1) と同じ。

イ 発注者が神戸市水道事業管理者の場合

郵便番号 650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局総合庁舎4階
神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-381-7853）

ウ 発注者が神戸市交通事業管理者の場合

郵便番号 652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階
神戸市交通局経営企画課（電話番号 078-984-0104）

エ 発注者がア～ウ以外の場合

(1) にお問い合わせください。

s-2 工事概要を示した設計図書等、神戸市契約規則及び神戸市工事請負契約約款の閲覧

| | |
|------|--|
| 日 時 | 公告の日～最終入札予定日時 |
| 閲覧方法 | 神戸市電子入札サイト (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) からダウンロードすること。 |

s-3 設計図書等に関する質疑回答

- (1) 「競争参加資格確認通知書」によりこの工事の入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。
- (2) 質疑があるときは、電子入札システムの調達案件概要に表示した入札説明書説明請求期限までに、質疑回答書（様式第7号）により下記提出先に提出してください。この日時以降の質疑は受け付けません。

提出は原則電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）で送付し、電話にて到達確認を行ってください。

やむを得ず直接持参にて提出する場合の質疑の提出先

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

- (3) 回答書は仕様書の追補とみなし、設計図書における優先順位第一位となりますので、全入札参加者に対して回答します。

回答は神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) の当該案件の発注情報の中で公表します。

s-4 入札保証金

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 号の規定により免除します。

s-5 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なるとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

s-6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としないことがあります。また、最低制限価格又は失格基準価格を設けている場合は、最低制限価格又は失格基準価格を下回る価格で入札した者は失格とします。

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。

s-7 契約等に係る事項

- (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。落札者は、速やかに契約に関する事務を担当する部局で契約書類等を受領し、5 日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをしてください。5 日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。

- (2) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。

なお、低入札価格調査を経た契約については、契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。

ただし、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券による保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除します。なお、保証を証する書面の提出に代えて、前払保証事業会社の保証の場合は電子証書を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証キーを、保険会社の保証の場合は PDF 形式の証券を、電子メールで（

keiyaku-kouji@office.city.kobe.lg.jp)に提出することができます(PDF形式の証券の送付方法は保険会社の案内を確認してください。)

*本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(3) 担保期間に関する事項

担保期間は、設計図書において定められた期間とします。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書において定められた期間の2倍の期間とします。

(4) 現場代理人に関する事項

契約に際して現場代理人を定め、本市に通知してください。現場代理人は、本市が認める場合を除き、工事現場に常駐する必要があります。また、現場代理人の途中交代はできません。ただし、本市が必要と認めた場合は、この限りではありません。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については、常駐を要しません。現場代理人は、請負人と直接的雇用関係にある者のうちから選任してください。なお、現場代理人は主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と兼ねることができます。

*本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(5) 技術者に関する事項

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要です。

請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することが必要です。ただし、監理技術者補佐を専任で置いた場合、監理技術者は2つの工事まで兼任で配置することができます。

入札参加申込をする者が共同企業体である場合は、すべての構成員が監理技術者又は主任技術者を配置する必要があります。

低入札価格調査を経た契約については、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を満たす補助技術者1名を専任で現場に配置する必要があります(補助技術者は現場代理人と兼ねることができます)。なお、共同企業体に該当する場合は、代表者から選出してください。

(6) 余裕期間を設定した工事に係る工期の始期日の通知に関する事項

| 余裕期間制度の方式 | | 工期の始期日の通知に関する事項 |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 発注者指定方式 | 発注者が工期の始期日および終期日を指定する方式 | |
| 任意着手方式 | 発注者が示した工期の始期日限度までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式 | 落札者は契約締結までに様式8号の2により、工期の始期日を通知すること。 |
| フレックス方式 | 発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日および終期日を設定する方式 | 落札者は契約締結までに様式8号の2により、工期の始期日を通知すること。 |

上記いずれの方式においても、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができますが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行うことはできません。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとします。

(7) 社会保険加入に関する事項

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成 31 年 3 月 22 日行財契第 1423 号通知）に従い、手続きを行ってください。

社会保険未加入建設業者は、請負人となることができません。

また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることはできません。

社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

s-8 その他

- (1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務

を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1)から 4)までに掲げる者に準ずる者

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 入札にあたって談合行為等（神戸市工事請負契約約款記載の「談合行為その他の不正行為に対する措置」の条第 1 項各号の規定による乙の違法行為をいう。）を行い契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。

(3) 低入札価格調査に係る基準価格未満で入札しようとする者は、低入札価格調査手続要綱第 7 条に係る資料を入札日までに準備し、開札後直ちに契約監理課に提出できるようにしてください。（低入札価格調査手続要綱及び提出資料の様式は神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）からダウンロードすること。）なお、価格開札の日に指定する期限までに低入札価格調査の辞退届を提出したものに限り低入札価格調査の辞退を認めることとします。その場合の当該入札は無効として扱い、指名停止措置は致しません。

(4) 下請施工を必要とする場合には、可能な限り地元業者に発注するよう十分配慮してください。なお、低入札価格調査を経た契約については、原則調査資料どおりの施工体制で施工する必要があります。

(5) 適正な施工の確保の徹底を図るため、低入札価格調査を経た契約については、工事担当課において施工体制が調査資料どおりとなっているかどうか確認します。

（制限付一般競争入札） 入札説明書 共通事項（紙入札用）

*** a**

文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。

*** b**

● 形態が単独企業である場合にさらに必要な資格

| | |
|------------|--|
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| その他 | <p>(1) 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）をいう。）を専任で置いた場合を除く）。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> <p>(4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員でないこと。</p> |

● 形態が経常建設共同企業体である場合にさらに必要な資格

| | |
|--------------------------|---|
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| 構成員の出資比率 | 構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上、4社のときは100分の15以上 |
| 共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件 | <p>(1) 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く）。</p> <p>(2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。</p> |

| | |
|--|---|
| | (4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。 |
|--|---|

● **形態が特定建設工事共同企業体である場合にさらに必要な資格**

| | |
|--------------------------|--|
| 結成方式 | (1) 構成員の自主結成であること。 (2) 共同請負について（昭和 28 年 3 月 10 日建設省発建第 9 号）に規定する甲型であること。 |
| 構成員の出資比率 | 構成員が 2 社のときは 100 分の 30 以上、3 社のときは 100 分の 20 以上、4 社のときは 100 分の 15 以上 |
| 共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件 | |
| 神戸市の入札参加資格 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日及び落札決定の日において有効な神戸市工事請負入札参加資格を有すること。 |
| その他 | (1) 請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること（監理技術者補佐を専任で置いた場合を除く）。 (2) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。 (3) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間において、経営状況が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 15 4 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。 (4) この工事の入札参加資格の審査の申請をした他の共同企業体の構成員又は他の単独企業でないこと。 |
| 共同企業体の代表者に関する条件 | 出資比率が、構成員中最大であること。 |

* c **経営事項審査の結果の点数を要件としている場合**

| | |
|--------------|---|
| 経営事項審査の結果の点数 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から 1 年 7 月を経過していないものに限る。 |
|--------------|---|

* d **等級又は総合点数を要件としている場合**

| | |
|----------|---|
| 等級又は総合点数 | 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級又は総合点数をいう。 |
|----------|---|

* e **入札参加資格の審査の申請方法**

| | |
|------|--|
| 受付場所 | 契約監理課 |
| 提出書類 | 提出書類の様式は、神戸市電子入札サイト（ https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/ ）からダウンロードするか、又は受付期間内（ただし最終日を除く）に受付場所において交付を受けること。 |

| | |
|-----|---|
| その他 | <p>(1) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。</p> <p>(2) 提出された書類は、返却しない。</p> <p>(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消し、また神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(4) 誤って他の書類の提出もしくは提出書類の不足があり、又は記載内容に変更もしくは誤りがある場合、受付期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認める。提出する書類については工事名を記載すること。また、提出方法については契約監理課に問い合わせること。なお、追加の提出または差し替え方法について個別に記載のある場合はそれに従うこと。</p> |
|-----|---|

*** f、g、h、i、j、k、l**

| | |
|------|--|
| 受付期間 | <p>* f ただし、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p> |
| 提出書類 | <p>* g 資本関係・人的関係調書又は神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)を求めている場合</p> <p>入札参加資格の審査の申請をする者の形態（単独企業・共同企業体）を問わず提出すること。入札参加資格の審査の申請をする者が単独企業である場合は当該会社、共同企業体である場合は当該共同企業体の各構成員（代表者を含む）について提出すること。</p> <p>入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、記載事項に変更が生じたときは、直ちに変更後の書類を電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）により提出すること。なお、申請者の過失により、記載事項に重大な誤りがあった場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げ（入札参加資格を有する旨の通知後においては、入札辞退の届け出）を行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>* h 特定建設工事共同企業体認定申請書兼協定書を求めている場合</p> <p>書類の様式は、神戸市共同企業体取扱要綱（平成6年11月11日市長決定）の様式（以下「JV様式」という。）による。</p> <p>提出部数は、構成員の数に1を加えて得た数とすること。なお、当該協定書のうち構成員の数に相当する部数については、提出時に確認の上、返却する。</p> <p>* j 施工実績調書の内容が確認できる書類を求めている場合</p> <p>原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。</p> <p>CORINS工事カルテだけでは上記施工実績が確認できない場合は、設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しを追加すること。</p> <p>CORINS工事カルテがない場合は、契約書の写し及び設計図書、工事内訳明細書、位置図、平面図等の写しによること。</p> |

*** k 配置予定技術者届を求めている場合**

複数の候補者を提出することもできる。ただし、下記の点に留意すること。

監理技術者補佐の配置を予定している場合は、当該監理技術者補佐についても配置予定技術者届を提出すること。

入札の日が同じである配置予定技術者届を求めている複数の工事（事後審査型制限付一般競争入札によるものを除く）に入札する場合は、当該複数の工事すべてにおいて、配置予定技術者の中から、建設業法第26条に基づく技術者の配置が可能であること。

開札の結果、落札した工事に、記載した技術者を配置することができなくなったときは、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

入札参加資格の審査の申請をする者が共同企業体である場合は、すべての構成員が監理技術者又は主任技術者を配置しなければならないので、その構成員全員の分を提出すること。

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間に配置する技術者（補助技術者を含む）については、配置予定技術者届の提出を要しない。

入札参加資格の審査の申請後、入札までの間に、他の工事を受注したこと等により、記載した技術者を配置することができなくなったときは、直ちに他の者を配置予定技術者として電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）により提出すること。他の者を配置予定技術者とすることができない場合は、入札してはならず、直ちに入札参加資格の審査の申請の取り下げを行うこと。これに違反して入札した場合は、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を行うことがある。

なお、入札後、契約の相手方となった者は、入札時において提出していた配置予定技術者の中から、実際に配置する技術者を選定すること。（余裕期間内は本件工事現場への当該配置予定技術者の配置を要しない。）

*** l 配置予定技術者届の内容が確認できる書類を求めている場合**

原則としてCORINS工事カルテの竣工時登録データ一式によること。

CORINS工事カルテがない場合は、施工体系図等の写しによること。

いずれの場合も、施工実績調書の内容が確認できる書類と重複する場合は、省略できる。

配置予定技術者届を変更するときは、この書類も変更後のものを一緒に提出すること。

*** m 入札参加資格の審査及び通知**

- (1) 入札参加資格は提出された書類により審査し、その結果は個別案件ごとに指定する日に郵送で、入札参加資格審査結果通知書（様式第8号）により通知します。
- (2) 入札参加資格がないと認定された者には、(1)の通知書にその理由を付します。
- (3) (2)の理由を付した(1)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して5日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明

を求めることができます。

- (4) (3) により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、工事名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、書面で契約監理課に提出してください（様式自由）。
- (5) (3) による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して5日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答します。

* n 入札の日時及び場所等

| | |
|--------|--|
| 日 時 | 個別案件ごとに指定する日 午前9時から午前10時まで |
| 場 所 | 契約監理課 |
| 方 法 | 持参による。 |
| 入札について | <p>(1)入札書記載金額について</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(2)内訳書について</p> <p>入札金額に係る積算の内訳書の提出を求めるので、入札書提出時に内訳書を添付すること。内訳書が提出されない場合は、入札金額にかかわらず入札を無効とする。また、内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なる場合も、入札を無効とする。内訳書について、誤って他の書類の提出もしくは提出書類の不足があり、又は記載内容に変更もしくは誤りがある場合、入札書受付期間中に限り、追加の提出又は差し替えを認めるので、電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）で提出し、電話にて到達確認を行うこと。</p> <p>① 提出される積算内訳書は、入札金額の内訳が分かるものとする。</p> <p>② 積算内訳書は可能な限り、</p> <ul style="list-style-type: none">・土木工事にあつては実施設計書の「実施設計工事費内訳表」に掲げる分類・建築・設備工事にあつては数量書(参考)に掲げる「中」項目の段階を目安としてまとめること（明細は不要）。 <p>(3)入札金額の積算について</p> <p>入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。</p> |

* o 開札の日時及び場所

| | |
|-----|--|
| 日 時 | 入札の日と同じ日 午前10時30分から |
| 場 所 | 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 |
| 再入札 | <p>予定価格事後公表の適用工事において、落札者となるべき者がいない場合は、当初の入札において予定価格を超過した価格をもって入札した者のみを対象として再入札を行う。</p> <p>再入札は、開札日の正午～午後3時までの間に行う。</p> |

| |
|--|
| また、再入札によっても落札候補者となるべき者がいない場合には不調打ち切りとする。 |
|--|

*** p**

入札時VE提案が「有」の場合、日程・手続等の詳細は、設計図書に添付するVE提案付入札実施要綱によります。

*** q**

● **仮契約が「有」の場合**

市会の議決に付すべき契約に該当するので、仮契約を締結し、市会の議決があった後に本契約を締結します。契約保証金は本契約の締結時に納めてください。

なお、仮契約が本契約として効力を生ずるまでの間に、当該仮契約の相手方が入札参加資格を失ったとき又は神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けたときは、仮契約を解除することがあります。

● **仮契約が「無」の場合**

仮契約は締結せず、契約の相手方が決定後、速やかに本契約を締結します。

*** r**

● **建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置について「可」の場合**

1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たす必要があります。

- （1）建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （2）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- （3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- （4）同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- （5）特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。
- （6）特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- （7）特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- （8）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 特例監理技術者の配置を行う場合は、前項の規定を満たすことを確認するため、配置予定技術者届（様式第6号）中の「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」全てに記入が必要です。

*** s**

s-1 入札及び契約に関する事務を担当する部局

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課（電話番号 078-322-5147）

- (2) 契約に関する事務を担当する部局

ア 発注者が神戸市長の場合

- (1) と同じ。

イ 発注者が神戸市水道事業管理者の場合

郵便番号 650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号 神戸市水道局総合庁舎4階
神戸市水道局経営企画課（電話番号 078-381-7853）

ウ 発注者が神戸市交通事業管理者の場合

郵便番号 652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階
神戸市交通局経営企画課（電話番号 078-984-0104）

エ 発注者がア～ウ以外の場合

- (1) にお問い合わせください。

s-2 工事概要を示した設計図書等、神戸市契約規則及び神戸市工事請負契約約款の閲覧

| | |
|----|--|
| 日時 | 公告の日～入札の日の前日 |
| 場所 | 神戸市電子入札サイト (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) からダウンロードすること。 |

s-3 設計図書等に関する質疑回答

- (1) 入札参加資格審査結果通知書によりこの工事の入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、設計図書等に関する質疑ができます。

- (2) (1) の通知書に質疑回答書が同封されている場合は、それに記載されている日時・方法に従い、質疑の有無にかかわらず必ず提出してください。

- (3) (1) の通知書に質疑回答書が同封されていない場合は、質疑があるときに限り、遅くとも入札の日の2日前（ただし、本市の休日は算入しない。）の午前10時までに、質疑回答書（様式第7号）により下記提出先に提出してください。この日時以降の質疑は受け付けません。

提出は原則電子メール（nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp）で送付し、電話にて到達確認を行ってください。

やむを得ず直接持参にて提出する場合の質疑の提出先

郵便番号 650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
神戸市行財政局契約監理課

- (4) (2) (3)とも、回答書は仕様書の追補とみなし、設計図書における優先順位第一位となります

ので、全入札参加者に対して回答します。

回答は神戸市電子入札サイト (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) の当該案件の発注情報の中で公表します。

s-4 入札保証金

神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 7 条第 2 号の規定により免除します。

s-5 入札方法等

- (1) 入札者又はその代理人は開札に立ち会ってください。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 入札の手續における交渉はしません。
- (3) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

s-6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名がないとき。
- (4) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書で入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき、又は内訳書の合計金額（税抜き）と入札金額が異なるとき。
- (11) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

s-7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがあります。また、最低制限価格又は失格基準価格を設けている場合は、最低制限価格又は失格基準価格を下回る価格で入札した者は失格とします。

開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。この場合、当該入札者がくじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。

s-8 契約等に係る事項

- (1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。落札者は、速やかに契約に関する事務を担当する部局で契約書類等を受領し、5日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをしてください。5日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。

(2) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上の額とします。

なお、低入札価格調査を経た契約については、契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とします。

ただし、神戸市債若しくは国債の提供、又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証を付したときは、契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結、又は公共工事履行保証証券による保証を行った場合は、契約保証金の納付は免除します。なお、保証を証する書面の提出に代えて、前払保証事業会社の保証の場合は電子証書を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証キーを、保険会社の保証の場合はPDF形式の証券を、電子メールで（keiyaku-kouji@office.city.kobe.lg.jp）に提出することができます（PDF形式の証券の送付方法は保険会社の案内を確認してください。）。

*本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(3) 担保期間に関する事項

担保期間は、設計図書において定められた期間とします。

ただし、低入札価格調査を経た契約については、担保期間は、原則として設計図書において定められた期間の2倍の期間とします。

(4) 現場代理人に関する事項

契約に際して現場代理人を定め、本市に通知してください。現場代理人は、本市が認める場合を除き、工事現場に常駐する必要があります。また、現場代理人の途中交代はできません。ただし、本市が必要と認めた場合は、この限りではありません。なお、橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間については、常駐を要しません。現場代理人は、請負人と直接的雇用関係にある者のうちから選任してください。なお、現場代理人は主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と兼ねることができます。

*本項について、発注者が神戸市長、神戸市水道事業管理者及び神戸市交通事業管理者のいずれでもない場合は発注者に取り扱いを確認してください。

(5) 技術者に関する事項

技術者は入札の執行日以前に原則三ヶ月以上の直接的雇用関係にあることが必要です。

請負金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額以上の場合、主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置することが必要です。ただし、監理技術者補佐を専任で置いた場合、監理技術者は2つの工事まで兼任で配置することができます。

入札参加申込をする者が共同企業体である場合は、すべての構成員が監理技術者又は主任技術者を配置する必要があります。

低入札価格調査を経た契約については、専任の監理技術者等とは別に、配置技術者の要件を

満たす補助技術者1名を専任で現場に配置する必要があります（補助技術者は現場代理人と兼ねることができます）。なお、共同企業体に該当する場合は、代表者から選出してください。

(6) 余裕期間を設定した工事に係る工期の始期日の通知に関する事項

| 余裕期間制度の方式 | | 工期の始期日の通知に関する事項 |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 発注者指定方式 | 発注者が工期の始期日および終期日を指定する方式 | |
| 任意着手方式 | 発注者が示した工期の始期日期限までの間に受注者が工期の始期日を設定する方式 | 落札者は契約締結までに様式8号の2により、工期の始期日を通知すること。 |
| フレックス方式 | 発注者があらかじめ示した全体工期の中で、受注者が工期の始期日および終期日を設定する方式 | 落札者は契約締結までに様式8号の2により、工期の始期日を通知すること。 |

上記いずれの方式においても、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができますが、測量、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行うことはできません。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとします。

(7) 社会保険加入に関する事項

建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領（平成31年3月22日行財契第1423号通知）に従い、手続きを行ってください。

社会保険未加入建設業者は、請負人となることができません。

また、原則として社会保険未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることはできません。

社会保険未加入建設業者とは、次のいずれかの届出を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

s-9 その他

(1) 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限
この入札に参加する複数の者（組合（共同企業体を含む。）にあってはその構成員）の関係が、以下の基準のいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (2) 入札にあたって談合行為等（神戸市工事請負契約約款記載の「談合行為その他の不正行為に対する措置」の条第1項各号の規定による乙の違法行為をいう。）を行い契約を締結したことが判明した場合は、同条の規定に基づき違約金を徴収するほか、損害賠償を請求することがあります。
- (3) 低入札価格調査に係る基準価格未満で入札しようとする者は、低入札価格調査手続要綱第7条に係る資料を入札日までに準備し、開札後直ちに契約監理課に提出できるようにしてください。（低入札価格調査手続要綱及び提出資料の様式は神戸市電子入札サイト（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）からダウンロードすること。）なお、価格開札の日に指定する期限までに低入札価格調査の辞退届を提出したものに限り低入札価格調査の辞退を認めることとします。その場合の当該入札は無効として扱い、指名停止措置は致しません。
- (4) 下請施工を必要とする場合には、可能な限り地元業者に発注するよう十分配慮してください。

なお、低入札価格調査を経た契約については、原則調査資料どおりの施工体制で施工する必要があります。

- (5) 適正な施工の確保の徹底を図るため、低入札価格調査を経た契約については、工事担当課において施工体制が調査資料どおりとなっているかどうか確認します。

一般競争入札参加資格審査申請書
 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

神戸市長 あて

所在地

商号または名称

代表者または
受任者名

下記工事に係る入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告の日付 年 月 日付

2 工事名

3 連絡先 所属
氏名

電話

FAX

4 神戸市(一般・指名)競争入札参加資格認定通知書(工事)に記載された
業者番号(特定建設工事共同企業体の場合は、構成員の業者番号と出資比率を列記すること)

※電子入札システムより入札参加申込をする場合は本様式の提出は不要。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

神戸市長 へ

所在地

商号または名称

代表者または
受任者名

入札参加申請日現在における、資本関係・人的関係は次のとおり相違ありません。

【*1】

資本関係（自社の会社法上の親会社等の状況）

| | |
|---|-------|
| ① 親会社等【*3】の有無 (複数社ある場合は、全て記入) | 有 ・ 無 |
| 親会社等の名称 | |
| ② 子会社等【*4】の有無 (複数社ある場合は、全て記入) | 有 ・ 無 |
| 子会社等の名称 | |
| ③ ①に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く） (複数社ある場合は、全て記入) | 有 ・ 無 |
| 他の子会社等の名称 | |

人的関係（自社役員等【*2】の兼任状況）

| 自社役員等の役職及び氏名 (複数者いる場合は全て記入) | 左記役員等の、他社に おける役員等兼任の有無 (有の場合は右の欄も記入) | 役員等を兼任している会社の商号または 名称、及び兼任している会社における役職 (複数ある場合は全て記入) |
|--------------------------------|--|--|
| | 有 ・ 無 | |
| | 有 ・ 無 | |
| | 有 ・ 無 | |

【*1】 入札参加形態が単独企業の場合は当該会社について記入。共同企業体の場合は当該共同企業体の構成員（代表者を含む）ごとに調書を作成する。

【*2】 入札説明書共通事項（神戸市工事請負事後審査型制限付一般競争入札実施要領（平成20年8月29日行財政局長決定）様式第2号の3）中「s-7 その他(1)イ人的関係」に規定する役員及び管財人をいう。また、個人の場合は代表者をさす。

【*3】 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

【*4】 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

様式第4号の2

令4.4.1改

神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書(元請用)

神戸市発注工事名

令和 年 月 日

神戸市長 様
(神戸市水道事業管理者 様)
(神戸市交通事業管理者 様)

住 所
氏名又は名称
及び代表者名

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団等を排除していることを認識し、また、神戸市の発注する業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や違約罰・損害賠償請求、指名停止等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は原材料の購入契約その他本工事請負契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)に対し、これら及び下記の事項を遵守させることを誓約いたします。

記

1 暴力団等の排除に関すること

- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人等としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請負人、及び当該下請負人等を下請負人等とする者の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 下請負人等との契約を含む標記の工事請負契約に係る一連の手続きにおいて、事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して本誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。

2 適正な労働条件の確保に関すること

- 標記の工事請負契約に関わっている労働者に対し、別表に掲げる労働関係法令を遵守します。
- 標記の工事請負契約にかかる業務の一部を他の者に行わせようとする場合にあっては、別表に掲げる労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とします(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)。また、施工体制台帳は下請負人等と協力し元請負人が責任をもって資料等を確認の上作成し、下請契約締結後速やかに提出するほか、貴市の指導により求められた資料は指定された期限までに貴市に提出するなど「建設工事における社会保険未加入対策に係る事務処理要領(平成31年3月20日行財契第1423号通知)」を遵守します。
- 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じます。
- 標記の工事請負契約に基づく業務において、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき、また、元請及び下請負人(二次以下を含む)が社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していないと貴市が認めるときに貴市が行う本契約の解除、違約罰等の請求、指名停止その他貴市が行う一切の措置について異議を唱えません。

別表(誓約事項2(1)(2)関係)

労働関係法令

- 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- 労働組合法(昭和24年法律第174号)
- 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)
- 労働契約法(平成19年法律第128号)
- 健康保険法(大正11年法律第70号)
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)

施工実績調書

年 月 日

神戸市長 へ

所在地

商号または名称

代表者または
受任者名

次のとおり、入札説明書に明示された工事を施工しておりますので、その内容が確認できる書類とともに届け出ます。

| | | | |
|----------------|------------------|----------------|------------------|
| 工事名 | | 工事名 | |
| 発注者 | | 発注者 | |
| 工事場所 | | 工事場所 | |
| 請負金額 | | 請負金額 | |
| 工期 | | 工期 | |
| 施工した 構成員(*) | | 施工した 構成員(*) | |
| 受注形態 | 単体・共同企業体(出資比率 %) | 受注形態 | 単体・共同企業体(出資比率 %) |
| 施工内容等 | | 施工内容等 | |
| | | | |

入札に参加する者に必要な資格として求めている施工実績が1種類の場合は、1件記入するのみでよい。

(*) 共同企業体で入札参加申請をする場合で、施工実績が一部構成員のものである場合にのみ記入。

配置予定技術者届

年 月 日

神戸市長 へて
所在地

商号又は名称
代表者又は
受任者名

本工事に配置予定の主任技術者または監理技術者(補佐)として次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| ふりがな 氏名 | | 年 月 日 生 |
| 所属会社名 | | 年 月 日 入社 |
| 法令等による 資格・免許 | | 年 月 日 取得 |
| 監理技術者資格者証 交付番号 | 【特例監理技術者を配置する場合】 <input type="checkbox"/> 別に監理技術者補佐を設置 <input type="checkbox"/> 監理技術者補佐として設置 ※次頁の「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」全てに記入すること。 { 監理技術者資格者証を有する場合のみ記入 } | |
| 申請時において従事している他の工事の有無 <small>(有の場合は以下の欄も記入)</small> | 有 ・ 無 | 施 工 経 歴 { 入札に参加する者に必要な資格として、配置予定技術者に施工経歴を必要としている場合のみ記入 } |
| 工 事 名 | | 工 事 名 |
| 発 注 者 | | 発 注 者 |
| 工 期 | | 工事場所 |
| 従事役職 監理 主任 現場 その他 技術者・技術者・代理人・() | | 請負金額 |
| CORINS登録番号 <small>(登録している場合のみ記入)</small> | | 工 期 |
| 本工事と重複しないための対応措置 | | 従事役職 監理 主任 現場 その他 技術者・技術者・代理人・() |
| | | 受注形態 単体・共同企業体(出資比率 %) |
| | | 施工内容等 |
| | | |

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 特例監理技術者の配置を予定している |
| <input type="checkbox"/> | (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者を専任で配置すること。 |
| <input type="checkbox"/> | (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。 |
| <input type="checkbox"/> | (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。 |
| <input type="checkbox"/> | 上記項目を全て満たしている。 |

※レ又は■を記載すること

【落札決定後に提出が必要な書類】

- (1) 建設業法第 26 条第 3 項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
⇒監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者などの合格証など）
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
⇒(1) の提出書類に同じ
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
⇒監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。
⇒特例監理技術者が兼務する工事の CORINS の写し等
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は神戸市域内の工事でなければならない。
⇒(4) の提出書類に同じ
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
⇒(6) ～ (8) について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類（施工計画書等）

神行契第 号
年 月 日

入札参加資格審査結果通知書

様

神戸市長 ○ ○ ○ ○

申請のありました下記工事に係る制限付一般競争入札参加資格について、下記のとおり審査しましたので、通知します。

入札参加資格を有すると認定された方は、入札説明書、仕様書、設計書、図面及び関係書類並びに現場等熟覧のうえ、地方自治法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、建設業法等関係諸法令を厳守し、公正な入札をしてください。

記

- 1 工事名
- 2 入札参加資格の有無 有 ・ 無
- 3 入札参加資格がないと認定した理由

年 月 日

工期通知書

神戸市長 へ

所在地

商号または名称

代表者または
受任者名

次のとおり工期を定めたので通知します。

| | |
|-----------|------------------|
| 工事名 | 〇〇〇〇工事 |
| 工事場所 | 〇〇市〇〇 |
| 余裕期間制度の方式 | 〇〇方式 |
| 工期 | 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで |

※契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期を記載する。